

## 綾瀬市保健福祉プラザ福祉支援団体交流室運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市保健福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の福祉支援団体交流室（以下「交流室」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 自主的活動を中心に本市の地域福祉向上に寄与する活動を行う者を支援するため、交流室を設置する。

(利用時間)

第3条 交流室の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

(使用料)

第4条 交流室の使用料は、無料とする。

(利用者)

第5条 交流室を利用できる者は、営利を目的とせず、市民を対象に市内で地域福祉の向上に資する次の各号のいずれかに該当する公益的な活動を行う者で、市長が必要と認めたものとする。

(1) 高齢者、障がい児者支援

寝たきりやひとり暮らしの高齢者の見守り・訪問活動、地域の人等との交流の場づくり、社会参加支援（車いすなどの移動補助等）、点訳・朗読・手話など

(2) 子ども、子育て支援

子育てサロン、学習支援、保育ボランティア、レクリエーション活動、スポーツ教室の支援、手作り工作、電話相談など

(3) 健康、医療サービス活動

献血活動への呼びかけ、健康相談など

(4) 防災、災害時支援等の活動

被災者支援、防災、防犯、交通安全など

(利用の登録)

第6条 交流室を利用する場合は、あらかじめ、福祉支援団体交流室利用登録申請書（第1号様式）により、市長に申請し、利用登録をしなければならない。

- 2 前項の利用登録の代表者は20歳以上の者でなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を審査し、その結果について福祉支援団体交流室利用登録決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）を、申請者に交付するものとする。

（登録の有効期間等）

第7条 前条の予約登録の有効期間は、2年間とする。ただし、新規登録の有効期限は、承認を受けた日の翌年度末までとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、決定通知書の交付を受けた者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、登録者にその旨通知する。

- (1) この要綱に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 販売等営利を目的とみなされる行為をしたとき。

（利用の申込）

第9条 登録者が、交流室を利用するときは、福祉支援団体交流室利用簿（第3号様式）に所定の事項を記入することにより申込み、承認を得るものとする。

- 2 交流室は、4区画に分割し、利用にあたっては、原則1利用者1区画ごととする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の区画を利用することができる。
- 3 第1項の申込みは、利用する日の3か月前から行うことができる。
- 4 第1項の承認を得た内容に変更等が生じたときは、速やかに申し出なければならない。
- 5 地域福祉活動支援のため、特に市長が必要と認めた場合は、1区画を1か月単位で継続して利用することができる。この場合において利用者は、あらかじめ利用期間、利用目的、内容を提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交流室の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

福祉支援団体交流室利用登録申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所  
申請者  
氏名

次のとおり綾瀬市保健福祉プラザ福祉支援団体交流室運用要綱第6条の規定に基づき利用登録の申請をします。

新規継続の別		<input type="checkbox"/> 新規登録 ・ <input type="checkbox"/> 継続登録（前登録番号 <input type="checkbox"/> 変更（ <input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 会員数 <input type="checkbox"/> 代表者）		
登録の名称		(フリガナ)		
		会員数	人	
利用目的				
活動内容				
代表者	氏名	(フリガナ)	電話	
			住所	〒

- (注) 1 代表者は、20歳以上の方に限ります。  
 2 太枠内のみ記入してください。  
 3 該当する項目の□欄にレ印をしてください。  
 4 変更の場合は、名称及び変更箇所を記入してください。  
 5 福祉支援の実績が分かる資料の提出をしてください。（活動記録・年間計画表等）

上記の申請について、承認してよいでしょうか。

決 裁 欄	公 印	受 付	・	・
		起 案	・	・
		決 裁	・	・
	・	交 付	・	・

第2号様式（第6条関係）

福祉支援団体交流室利用登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり承認することに決定したので、綾瀬市保健福祉プラザ福祉支援団体交流室運用要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

登録名称	登録名： 代表者名：
登録番号	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

